

広島県市町総合事務組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十八日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十八号

広島県市町総合事務組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県市町総合事務組合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「事務局長」を「事務局長 会計管理者」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。